

# ハートがたくさんの村づくり Vol.203

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## インターネット上の差別を許さない！

### 「インターネット」と「人権」について

現在の私たちは、インターネットを利用することで生活が大変便利になりました。

情報を収集するだけでなく、遠く離れた地域の人々と情報の交換を即座におこなうことができ、外出しなくても必要なものを買い求めるなどもできます。インターネットは私たちの生活にはなくてはならないものになりました。

しかしインターネット上の情報がすべて正しいとは限りません。匿名による根拠のない誹謗中傷や、

うその書き込みで相手を信用させるネット犯罪などが発生しています。これらはインターネットから受ける恩恵の一方で暗い影を落としている部分です。

また、インターネットによる人権侵犯事件の数は増加傾向にあります。インターネットはルールやモラルを守り、人権を尊重する気持ちを持って利用しましょう。

### より良くインターネットを利用するためには！

インターネットの利便性と闇について十分理解し、より良い利用をするために次のことに心がけましょう！

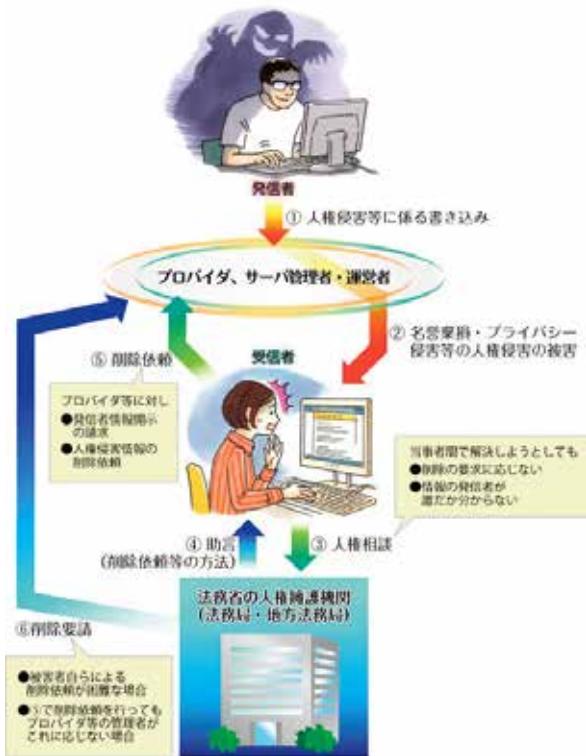
- ①他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ②差別的な発言を書き込まない

- ③安易にあいまいな情報を書き込まない
- ④他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ⑤書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

### インターネットによる人権侵害に遭ったときは

インターネットの掲示板で誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されたりするなど、個人の権利が侵害された場合、「プロバイダ責任制限法」により、被害者はプロバイダ（インターネット接続業者）に情報発信者の開示請求や発信内容の削除請求をおこなうことができます。

村としてもインターネットによる人権侵害に対して、利用者間のモラル向上のための啓発活動を進めていきます。インターネット上で人権侵害と思われる情報を見つけた場合は、以下のホームページ上に記載してある各種相談窓口にご相談ください。



法務省人権擁護局



違法有害情報センター  
(総務省委託機関)



警視庁サイバー犯罪  
対策プロジェクト

政府広報オンライン「インターネット上の人権侵害に注意！」より画像引用

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 Tel.0967(67)1111